

興部町森林整備計画（変更） （案）

計画期間 （ 自 平成21年 4月 1日 ）
（ 至 平成31年 3月31日 ）

【平成25年3月変更】

北 海 道
興 部 町

【変更の理由】

網走西部地域森林計画の変更に伴い、当町森林整備計画を変更するもの

【変更計画が有効となる年月日】

平成25年 4月 1日

【変更内容】

Ⅱ－第1－2 樹種別の立木の標準伐期齢

樹 種		標準伐期齢
人工林	トドマツ	40

3－（2） その他伐採に関する留意事項

- ② 伐採作業等に伴う立木の損傷は、将来的に腐朽菌被害の発生に繋がるおそれが高いことから、伐採等に当たっては、必要に応じて保護板（あて木）を設置するほか、機械の林内装工の範囲を作業道・集材路に限定するなどにより、伐採しない立木への損傷をできる限り減らす作業に努めることとします。
- ③ 次の地域は、林地崩壊、生態系の攪乱などにつながるおそれがあることから、伐採を控えるよう努めるものとし、
 - a 健全な更新が困難な湿地・風衝地・岩石地等
 - b 土砂の流出や崩壊が発生するおそれがある急傾斜地・石礫地・沢沿い等
 - c 洪水や水質汚濁が発生するおそれがある河川や湖沼周辺の水辺林等
- ④ 伐採時に発生する枝条等については、適切に処理するものとし、流木被害の要因とならないように十分留意するものとし、
- ⑤ 特色ある森林景観や野生生物の生息・生活環境の保全に配慮するものとし、
- ⑥ 河川の生態系の維持及び降雨等により流木被害の防止を図るため、水辺林は極力伐採を控え残地するよう努めるものとし、
- ⑦ 高性能林業機械を導入し、効率的な作業を目指すとともに、労働安全に努めることとします。

第2－1－（3） 伐採跡地の人工造林をすべき期間

- ① ~~植栽によらなければ適確な更新が困難な森林指定した森林では、皆伐、択伐によらず、主伐後2年以内に植栽を図るものとし、~~
- ② 皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、原則として当該伐採の終了後2年以内に人工造林を実施し、更新を図ることとします。
択伐による部分的な伐採跡地については、原則として当該伐採の終了後5年以内に人工造林を実施し、更新を図るものとし、
~~なお、天然更新による場合は2の（3）によることとします。~~

2－（1） 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、ぼう芽更新ではイタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラなどとし、天然下種更新ではトドマツ等の針葉樹のほかカンバ類やドロノキ、ハンノキなどとし、

区 分	樹 種 名	備 考
天然更新の対象樹種	<u>その他郷土樹種</u>	

(2) 天然更新の標準的な方法

① 天然更新の完了の判断基準

天然に発生した稚幼樹の生立が確実に見込める樹高成長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える周辺の植生の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高となった高木天然木（注1）の稚幼樹等（注2）が幼齢林にあつては、林地面積（注3）に対する疎密度が30%以上又は成立本数が立木度（注3）3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が30%以上となった状態をもって、更新完了とします。

また、ぼう芽更新の場合は、ぼう芽性の強い樹種（イタヤカエデ、ハルニシ、ミズナラ等）を対象とし、切株から発生したぼう芽幹の生育が確実に見込める伸長があり、かつ、ササや草本類の背丈を超える状態で、幼齢林にあつては成立本数が立木度3以上、幼齢林以外の森林にあつては林地面積に対する疎密度が30%以上又は成立本数が立木度3となった状態をもって、更新完了とします。ただし、林地内で更新の状況が異なる場合は区画を分割し、それぞれの区画に対して判断を行うこととします。

~~（注3）林地面積とは、更新完了の判断を行う区画の面積です。~~

（注3）立木度とは、幼齢林（おおむね15年生未満の林分）において、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数（天然更新すべき本数の基準）との対比を十分率であらわしたもので、立木度3は期待成立本数の3割が更新した状態をいいます。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

① ~~皆~~伐

~~皆伐による伐採跡地については、林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、ぼう芽更新又は天然下種更新によるものについては、原則として伐採後2年以内に更新補助作業を行い、施業後5年を経過しても疎密度が30%又成立本数が3に満たない場合は、速やかに更新を図る観点から植栽等により更新を行うこととします。~~

② ~~択~~伐

~~択伐による部分的な伐採跡地については、原則として伐採後5年以内に天然更新補助作業を行い、更新を図るものとします。施業後5年を経過しても疎密度が30%又は成立本数が立木度3に満たない場合は、速やかに更新を行うこととします。~~

~~なお、更新作業実施前に天然更新が完了している場合には、この限りではないものとします。~~

伐採地における林地の荒廃を防止し、裸地状態を早急に解消するため、伐採終了後5年以内に更新を完了させることとします。

期間内に更新が完了しなかった場合には、伐採が終了後7年以内に天然更新補助作業又は植栽による更新を行うこととします。

第3-4 その他必要な事項

（3）保育作業等に伴う残存木への損傷は、将来的に腐朽菌の発生につながるおそれが高いことから、作業にあたっては、残存する立木への損傷をできる限り減らす方策をとることとします。

なお、間伐作業における留意事項については、第1-3-(2)-②と同様とします。

（4）特に、トドマツについては、間伐作業等外的要因により損傷を受けやすく、満腐病等に冒される等のおそれがあることから、間伐回数や伐期の調整を図るなど、林分ごとの施業方法に配慮するものとします。

- (5) 森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早期に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う旨を記載します。

第4-1-(2)-① 区域の設定

b 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林（生活環境保全林）

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、防風害防備保安林、防雪害防備保安林、防霧害防備保安林、防火保安林や騒音・粉塵等の影響を緩和する森林、その他快適環境形成機能の評価区分が高い森林など、快適な環境の形成機能の維持増進を図る森林を別表1のとおり定めます。

3-(1)-① 区域の設定

水源涵養林のうち、属地的に水源涵養機能の発揮が特に求められている森林を基本とし、水道取水施設等の集水域及びその周辺においての中で、特に水質保全上重要で伐採の方法等を制限する必要があると認められる森林について、それぞれの森林の立地条件、地域の要請を踏まえ、特に北海道水資源の保全に関する条例（平成24年北海道条例第9号）第17条の規定に基づく水資源保全地域に指定される森林についてたうえで別表1のとおり定めます。

第8-1-(3) 林業事業体登録制度の活用

国の、「森林・林業基本計画」では、適正かつ効率的な森林整備の実施などのため、林業事業体にかんする情報の登録・公表や評価する仕組みの導入を推進すること、また、北海道では、伐採跡地の増加、粗雑な施業が見受けられること及び労働災害の発生率が高いことが課題となっています。

このため、北海道では、森林整備等を行う林業事業体の基本的情報等を登録し、公表する「北海道林業事業体登録制度」が創設されました。

本町においても、本制度を周知・活用し、森林所有者等が森林整備等を林業事業体に委託して実施するにあたり、明確かつ客観的な事業体情報に基づいて事業実行者を選択することができるようにするとともに、適切な森林施業を行い、労働安全衛生管理に努める健全な林業事業体の育成を図ります。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

地域の森林・林業、木材産業等の活性化及び木材自給率の向上を図るためには、地域で生産された木材を地域で消費する「地材地消」の推進が重要です。このため、地域材の利用に向けた道民への普及啓発活動や、工務店・設計会社等との連携などに取り組むとともに、一般消費者への周知を徹底し、需要促進を図るよう努めます。

また、地材地消の推進に当たっては、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成22年法律第36号）に基づき、北海道本町が策定した「北海道興部町地域材利用推進方針」（平成24年3月策定）に即して公共建築物において積極的に木材、木製品を利用するほか、住宅用建築材をはじめ、森林バイオマスエネルギーの導入など、幅広い用途での地域材の利用を促進しつつ、このような需要に対し地域材を安定的に供給するため、木材流通の合理化や木材産業の体質強化を推進するものとします。

別表1 公益的機能別施業森林及び木材等生産機能の維持増進を図る森林の区域

【一般民有林】

1 共通のゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
生活環境保全林	164		16.08
木材等生産林	1	1～5、7、8	
	164	134～138	190.26

【道有林】

2 上乘せのゾーニング

区 分	森 林 の 区 域		面積 (ha)
	林班	小 班	
生物多様性保全ゾーン			
保護地域タイプ	3	21	42.56

別表2 森林施業の方法を特定すべき森林の区域

区分	施業の方法	森林の区域(林小班)	森林経営計画における主な実施基準(参考) (注1)
水源涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	【一般民有林】 169林班全域	

	樹種	主伐可能な林齢
人工林	トドマツ	64年以上

